

## 相馬市農地バンク制度実施要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、相馬市内の農地を有効活用することにより遊休農地の発生防止及び解消、規模拡大を図る担い手農家への情報提供並びに新規就農者の参入促進を目的とし、農地の賃借及び売買に関する情報を収集及び公開するため、相馬市農地バンク制度（以下「農地バンク」という。）の設置及びその事業実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 農地バンク 市内に存する農地であって、その所有者が貸出し又は売渡しを希望するものについて、情報を登録し、農地の借受け又は買受けを希望する者にその情報を提供する制度のことをいう。
- 二 農地情報 貸出し又は売渡しを希望する農地の所在地番、面積、現在の利用状況、地図上の位置等の情報で個人が特定されないものをいう。

三 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に定める個人情報をいう。

四 所有者 農地に係る所有権により、当該農地の貸出し又は売渡しをできる者をいう。

（実施主体）

第三条 農地バンクの実施主体は、相馬市農業委員会（以下「農業委員会」という。）とする。

（適用上の注意）

第四条 この要綱は、農地バンクの利用以外による農地の取引を妨げるものではない。

（農地の登録申請等）

第五条 所有する農地を農地バンクに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、相馬市農地バンク登録申請書（様式第一号）及び相馬市農地バンク登録カード（様式第二号）により、農業委員会の会長に申請しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による登録の申請があった場合は、その内容等を確認し、適切であると認めるときは相馬市農地バンク登録農地台帳（様式第三号。以下「登録農地台帳」という。）に記

載し、以後の当該農地に係る動向等を逐次、相馬市農地バンク登録農地経過記録（様式第四号）に記載するものとする。

3 農業委員会は、前項の規定により登録をしたとき又は第一項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当するときは、相馬市農地バンク登録完了（却下）通知書（様式第五号）により当該申請者に通知するものとする。

一 所有者が、相馬市暴力団排除条例（平成二十四年相馬市条例第三十二号）第二条第一号に規定する暴力団、同条第二号に規定する暴力団員又は同条第三号に規定する暴力団員等であると認められる者であるとき。

二 登録しようとする土地の登記地目が農地以外であるとき。

三 農地バンクへの農地の登録が転用目的であると認められるとき。

四 農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借又は売買が困難であるとき。

五 相続登記が行われていない農地であるとき。

六 農地の所有者以外の者により申請が行われたとき。

七 農地に共有者がいる場合において、共有者全員の同意を得ていないとき。

八 休耕している農地である場合において、保全管理が適切に行われておらず、農地として復旧が困難で、耕作を再開できる現況でないとき。

九 農地の隣接地との境界が不明なとき。

4 登録農地台帳への登録期間は、二年間とする。ただし、再登録は妨げないものとし、当該再登録する場合において申請者は、第一項の規定による申請を改めて行うものとする。

5 農業委員会は、登録農地台帳に登録された情報を、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に提供するものとする。

(農地登録事項の変更)

第六条 前条第二項の規定により農地登録台帳に登録した所有者

(以下「農地登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、相馬市農地バンク登録変更届出書(様式第六号)を速やかに農業委員会の会長に届け出なければならない。

(農地登録の抹消)

第七条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地バンクに登録された農地を登録農地台帳から抹消し、相馬市農地バンク登録抹消通知書（様式第七号）により、農地登録者に通知するものとする。

- 一 農地登録者から相馬市農地バンク登録抹消の申出があったとき。
- 二 相続、貸借、売買等により、農地に係る権利の設定が新たにされたとき。
- 三 農地バンクに登録された後に第五条第三項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 四 第五条第四項に規定する登録期間を経過したとき。
- 五 農地バンクに登録されている農地について農地法に基づく所有権移転、転用、非農地化等に係る申請があり、農業委員会に承認されたとき。

(農地登録の終期通知)

第八条 農業委員会は、第五条第四項に規定する農地バンクにおける農地登録期間が経過する前に、登録の終期を相馬市農地バンク登

録終期通知書（様式第八号）により、農地登録者に通知するものとする。

（農地情報の公表等）

第九条 農業委員会は、農地バンクに登録された農地の情報を次の各号のいずれかの方法により、公表するものとする。

一 相馬市農業委員会ホームページ

二 その他農業委員会が適当であると認めた方法

2 前項の規定により公表する農地の情報は、次に掲げる項目（個人情報を除く。）とする。

一 所在地番、面積及び登記地目

二 案内図及び現況写真

三 土地所有者の貸出し又は売渡しの意向及び希望価格

（農地バンク利用の要件）

第十条 農地バンクに登録された農地の借受け又は買受けをすることができる者は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地の借受け又は買受けが可能な者に限る。

2 農地バンクの利用は、営農目的に限るものとする。

(農地バンクの利用申請及び通知)

第十一条 農地バンクに登録された農地の借受け又は買受けすることができる者（以下「利用希望者」という。）は、相馬市農地バンク利用申請書（様式第九号）及び誓約書（様式第十号）に必要な事項を記入し、農業委員会の会長に申請しなければならない。

(農地登録者及び利用希望者の交渉及び報告)

第十二条 農地登録者及び利用希望者は、農地の売買、貸借等の契約及び交渉（以下「契約交渉」という。）に当たっては、売買価格や賃借料、契約期間等を各当事者間で協議を行い、決定するものとする。

2 契約交渉に関する紛争については、各当事者間で解決するものとする。

3 利用希望者は、農業委員会の会長に契約交渉の結果を報告するものとする。

(農業委員会への届出又は契約)

第十三条 農地登録者及び利用希望者は、農地バンクにおける契約交渉が成立した場合は、法令の規定による手続を行わなければならない。

(個人情報取扱い)

第十四条 農地登録者及び利用希望者は、農地バンクにおける個人情報の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、又は利用しないこと。
- 二 個人情報を毀損及び逸失することがないように適正に管理すること。
- 三 保有する必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずること。

(委任)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、農地バンクの実施に関し必要な事項は、農業委員会が定める。

附 則 この要綱は、令和五年四月一日から施行する。



様式第1号（第5条関係）

年 月 日

相馬市農業委員会 会長

所有者等 住所  
氏名  
電話番号

### 相馬市農地バンク登録申請書

私は、相馬市農地バンク制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり登録を申請します。

#### 記

- 1 登録内容は、別紙相馬市農地バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 利用希望者との契約が行われるまで、当該農地の適切な維持管理（草刈等）については、責任をもって行います。
- 3 農地バンクへの農地の登録は、転用目的ではありません。
- 4 氏名、住所及び電話番号以外の農地情報を公開することを了承します。
- 5 利用希望者に氏名、住所及び電話番号を伝えることを了承します。
- 6 契約交渉については、自らで利用希望者で行うものとし、状況により相馬市農業委員会に相談をした上で、契約交渉を行うものとします。
- 7 知り得た相手の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。
- 8 個人情報を毀損及び逸失することがないように適正に管理します。
- 9 保有することがなくなった個人情報は、速やかに廃棄します。
- 10 その他、相馬市農地バンク制度実施要綱に記載されている条項を遵守します。

※1 相馬市農業委員会では、農地バンクを通じた情報の提供及び必要な連絡調整を行います。農地登録者と利用希望者間で行う農地の賃借、売買等に関する契約交渉等において、生じた損害については、相馬市農業委員会は一切の責任を負いません。

※2 農地の賃借又は売買については、当事者間の合意（契約）とは別に、農業経営基盤強化促進法又は農地法に規定される農業委員会への届出又は申請が必要となります。



様式第3号（第5条関係）

相馬市農地バンク登録農地台帳

登録番号

NO.

登録年月日	大字	小字	地番	登記地目	面積 (㎡)
年 月 日					
売買・賃借	10a あたり希望価格(円/年)		水利の有無	接道の有無	土地改良区
備 考					

案内図



現地写真



○撮影日： 年 月 日

様式第4号（第5条関係）

相馬市農地バンク登録農地経過記録

農地登録番号	No.	農地の所在地番	
郵便番号	農地登録者住所		電話番号
			氏名
農地登録者の希望	賃借・売買・両方		確認事項
農地登録年月日	年	月	日
登録期限（2年間）	年	月	日
終期通知	年	月	日
却下（抹消）通知	年	月	日
			<input type="checkbox"/> 農家台帳照合 （猶予地、処分対象農地、期間借地の有無） <input type="checkbox"/> 全部事項証明確認 （他の権利、抵当権、仮差押の有無） <input type="checkbox"/> 現地確認 年 月 日 ・ 現地写真の撮影 ・ 保全管理の有無（再生困難かどうか） ・ 違反転用・境界不確定 <input type="checkbox"/> その他（ ）

担当委員への通知日	年	月	日
▽経過及び結果			
・	年	月	日（ ）
・	年	月	日（ ）

(1) 農地登録者情報及び利用登録者情報の発送日	年	月	日
ア 利用登録者名（ ）			
イ 経過及び結果			
・	年	月	日（ ）
・	年	月	日（ ）

(2) 農地登録者情報及び利用登録者情報の発送日	年	月	日
ア 利用登録者名（ ）			
イ 経過及び結果			
・	年	月	日（ ）
・	年	月	日（ ）

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

様

相馬市農業委員会

相馬市農地バンク完了（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった登録内容については、下記のとおり（登録・却下）したので、相馬市農地バンク事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

（なお、借り手 又は 買い手が決まるまでの間、農地登録者が農地の管理を行ってください。）

記

（農地・利用）番号	
（農地の所在地番）	
登録者氏名	
登録日	年 月 日
登録期限	年 月 日
（却下の理由）	

注 申請内容に変更が生じた場合、速やかに農業委員会へお知らせください。

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

相馬市農業委員会 会長

相馬市農地バンク登録変更届出書

相馬市農地バンク制度実施要綱第 6 条の規定により、相馬市農地バンクの登録農地の内容について変更が生じたため、下記のとおり届出します。

記

住 所	
氏 名	
電話番号	

農地番号	
変更前の内容	
変更後の内容	

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

相馬市農業委員会

相馬市農地バンク登録抹消通知書

年 月 日付けで申請のあった登録内容については、相馬市農地バンク事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり農地の登録を抹消したので、通知します。

記

農地登録番号	
農地の所在地番	
登録抹消日	年 月 日
抹消の理由	

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

相馬市農業委員会

相馬市農地バンク登録終期通知書

相馬市農地バンク事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり登録の終期を通知します。

なお、再登録を希望される場合は、同封の申請書（様式第 1 号及び様式第 2 号）を農業委員会へ提出してください。

記

(農地・利用)登録番号	
(農地の所在地番)	
登録者氏名	
登録の終期	年 月 日



年 月 日

相馬市農業委員会 会長

申請者氏名

相馬市農地バンク利用申請書

相馬市農地バンク事業実施要綱第11条の規定により、相馬市農地バンクの登録農地について、下記のとおり営農目的での（借受け・買受け）の利用を申請します。

記

借受け・買受け 希望者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	利用目的	経営規模拡大 ・ 新規就農 ・ その他（ ）

農地登録番号	No.	希望取引	賃借 ・ 売買 ・ 両方
農地の所在・地番			
希望価格 10a あたり/年		予定作物等	
備考			

農地登録番号	No.	希望取引	賃借 ・ 売買 ・ 両方
農地の所在・地番			
希望価格 10a あたり/年		予定作物等	
備考			

農地登録番号	No.	希望取引	賃借 ・ 売買 ・ 両方
農地の所在・地番			
希望価格 10a あたり/年		予定作物等	
備考			

様式第10号（第11条関係）

相馬市農業委員会 会長

誓約書

私は、相馬市農地バンク制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で、申込みを行います。

申込みにあたり、農地の所有者に私の氏名、住所及び電話番号を伝えることを了承します。

また、申込書記載事項に偽りなく、要綱第10条に規定する申請要件等を遵守することを誓約します。

なお、農地バンクへの申請を通じて得られた個人情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはなく、毀損及び逸失しないよう適正に管理し、必要のなくなった情報は、速やかに廃棄いたします。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_